

●実施時期:通知後即時から事態終息まで

● 感染予防対策

外から入室する場合は手洗い、うがい、アルコール消毒。

手咳が出る場合のマスクの着用。* 咳エチケットの徹底。

発熱時(37.0℃以上)の場合は、出勤・通所を見合わせ。

窓を開けての定期的な換気。

テーブル、ドアノブ、PCキーボードなど手の触れる機会の多いものは、アルコール除菌をする。

次亜塩素酸水溶液の室内噴霧。

出勤・通所前には熱を測ること

● 体調不良時の対応(新型コロナウイルス感染の可能性がある症状)

①風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く

②強いだるさや息苦しさがある

③基礎疾患等の持病のある方は上記症状が2日以上続いた場合

上記の症状場合は、地域の保健所に相談の上、指定された医療機関を受診

● 報告

感染が確認した場合⇒直ちに報告(松原/080-6940-1678)

濃厚接触者の感染が疑われる場合⇒直ちに報告(松原/080-6940-1678)

体調不良の場合⇒通常時間に電話連絡(インクル/0532-26-8005)

● 感染者、濃厚接触者、接触者の区分と基本対応

分類	詳細	基本対応
感染者	ウイルス検査などで、明確に感染が確認された方	入院
濃厚接触者	保健所から「濃厚接触者」と指定された方	自宅待機
	* 同居家族が感染した場合は、保健所からの判断ができるまでは「濃厚接触者」と同様の行動をして下さい。 * 同居家族以外でも感染者と濃厚接触していた場合は、自宅待機等の対応を実施し、保健所にご相談下さい。	
接触者	濃厚接触者と下記のいずれかの状態にあった方	通常勤務
	① 直接、握手等の手で触れた方	
	② 会話が可能な距離(約2m)で60分以上接触した方	
	③ デスク業務の場合、両隣、左右向かい、正面に着座している方	
感染の疑いのある体調不良の方	発熱やせきなどの体調不良が4日以上続いている方。息苦しさ(呼吸困難)や胸の苦しさ、強い倦怠感がある方	保健所に相談、医療機関受診

● 感染者、又は濃厚接触者に指定された場合の対応

本人	家族	同僚	対応措置	当社報告	出勤
感染者	—	—	入院	至急必要	不可
濃厚接触者	—	—	自宅待機	必要	不可
接触者	感染者	—		至急必要	不可
接触者	濃厚接触者 (自宅待機)	—	出勤可 マスク必須	必要	可 (適宜休)
接触者	—	濃厚接触者 (自宅待機)		不要	可 (適宜休)
(感染の疑いがある)人体調不良	—	—	静養	不要	休
少し体調が悪いので念のために休む場合	—	—	静養	不要 (電話連絡)	休
その他の事由で休む場合			—		

状況	職場	対応
職員・利用者感染 * 1	利用見合わせ * 2.3	過去2週間に利用した人リストアップ 現場での濃厚接触者の有無確認 利用を中断、施設内全体的消毒実施 消毒後利用再開検討
利用者が濃厚接触者に指定 * 1		
職員・利用者濃厚接触者に指定	部分的消毒 * 3 利用可能	本人自宅待機 対象者 本人自宅待機 電話連絡、在宅勤務等の実施検討

* 1 感染、濃厚接触者となった場合の消毒も保健所の指導に従う。

* 2 保健所の指示に従い、感染者が接触したと思われる建物全体の消毒を実施。

* 3 濃厚接触者が主に作業した範囲、接触頻度の高い部分の消毒を実施する。

● 各種連絡先

*** 新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口**

受付時間: (平日・土日祝) 午前9時から午後5時まで

(夜間) オンコール体制 ※職員が緊急時に対応できるよう自宅待機しています。

緊急連絡時は保健所の警備員がいったん受理した後、待機職員から折り返し連絡します。

電話番号: 0532-39-9119 (豊橋市保健所内) ※4月3日に変更。

開設期間: 令和2年1月27日(月曜日)から当面の間

*** 愛知県の電話相談窓口**

受付時間: 午前9時から午後5時まで

電話番号:052-954-6272

* お問合せ先

豊橋市保健所 健康政策課 感染症予防グループ 〒441-8539 豊橋市中野町字中原100番地

電話番号/0532-39-9104 FAX番号/0532-38-0780 E-mail/kenkouseisaku@city.toyohashi.lg.jp

(受付時間 平日:午前8時30分～午後5時15分 休日:午前9時～午後5時)

* 福祉部 障害福祉課 お問い合わせ先

福祉部 障害福祉課

所在地/〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地(豊橋市役所 東館1階)

電話番号/0532-51-2345 FAX/0532-56-5134

E-mail/ shogaifukushi@city.yoyohashi.lg.jp

● 在宅支援について

1日2回は連絡(朝はインクルから夕方は本人から報告)

訓練内容、助言、進捗状況の確認

月の利用日数のうち1日は事業所に通所し訓練目標に対する達成度の評価を行なう。